

## 群馬県条例第二十二号

### 群馬県手話言語条例

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の際に用いられている。

わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、発音訓練を中心とする口話法の導入により、昭和八年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。当時のろう教育は、手話とろう者に対する理解が乏しかったため、結果的に十分に手話を使う権利や、少なからずろう者の尊厳が損なわれてきた。

手話の普及を図るため、戦後間もない昭和二十二年五月に、全国から二百人以上のろう者が群馬県の伊香保温泉に集い、これを出発点に全国各地へ手話の普及活動を展開させ、今に至っている。

現在では、憲法や法律に手話を規定する国も増えており、平成十八年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された。そして、わが国でも平成二十三年に改正された障害者基本法において言語に手話を含むと規定され、平成二十六年には障害者の権利に関する条約が批准されている。

群馬県では、平成十五年に人にやさしい福祉のまちづくり条例を制定し、障害者への理解と共生を推進してきている。そこで、手話は言語であるとの認識に立ち、県民に広くろう者と手話に対する理解を広め、ろう者の人権を尊重し、日常生活や社会生活を安心して送り、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する「まちづくり」の展開を目指し、更に、等しく全ての障害者への理解と共生社会の実現に寄与すべくこの条例を制定する。

#### (目的)

第一条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、県、市町村、県民及び事業者の責務及び役割等を明らかにするとともに、手話に関する施策の総合的かつ計画的な推進に必要な基本的事項を定め、もってろう者とりょう者以外の者が共生し、また、等しく全ての障害者福祉の向上に寄与するこ

とのできる地域社会を実現することを目的とする。

(手話の意義)

第二条 手話は、ろう者が自ら生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語であって、豊かな人間性を涵養し、及び知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産であると理解するものとする。

(基本理念)

第三条 ろう者とりょう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図るものとする。

(県の責務)

第四条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるようなものの除去について必要かつ合理的な配慮を行い、手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に努めるものとする。

2 県は、ろう者及び手話に関わる者の協力を得て、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解を深めるものとする。

(市町村との連携及び協力)

第五条 県は、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及その他の手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、この条例の目的及び基本理念を理解するよう努めるものとする。

2 ろう者は、県の施策に協力するとともに、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

3 手話に関わる者は、県の施策に協力するとともに、手話に関する技術の向上、この条例の目的及び基本理念に対する県民の理解の促進並びに手話の普及に努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(計画の策定及び推進)

第八条 県は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第十一条第二項の規定による群馬県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第九条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者及び手話に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等に努めるものとする。

2 県は、手話に関する学習会を開催する等により、その職員が手話の意義及び基本理念を理解し、手話を学習する取組を推進するものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第十条 県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めるものとする。

2 県は、ろう者が手話を使い、手話による情報を入手できる環境を整備するため、手話通訳者の派遣、ろう者等の相談を行う拠点の支援等に努めるものとする。

(手話通訳者等の派遣体制の整備)

第十一条 県は、手話通訳者等及びその指導者の養成及び研修に努め、市町村と協力して、ろう者が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備及び拡充に努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第十二条 聴覚障害のある幼児、児童又は生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、手話で各教科・領域を学び、かつ手話を学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を深めるため、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びに教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前二項に掲げる事項を推進するため、手話に通じたり者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修等に努めるものとする。

(事業者への支援)

第十三条 県は、ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい環境の整備のために事業者が行う取組に対して、必要な支援に努めるものとする。

(ろう者等による普及等)

第十四条 ろう者及びろう者の団体は、この条例の目的及び基本理念に対する理解を広げるため、自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。

(手話に関する調査研究)

第十五条 県は、ろう者及び手話に関わる者が手話の発展に資するために行う手話に関する調査研究の推進及びその成果の普及に協力するものとする。

(財政上の措置)

第十六条 県は、手話に関する取組を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 群馬県手話施策実施計画

群馬県

平成28年10月



## はじめに

平成27年4月、「群馬県手話言語条例」を施行いたしました。本条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定め、ろう者とうる者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指しています。



この度、群馬県では、条例の理念を踏まえ、手話の普及啓発に資する環境を整備するため、「群馬県手話施策実施計画」を策定しました。

実施計画の策定に当たりましては、当事者の方々の想いを反映できるよう、関係団体や有識者の方からなる群馬県手話施策推進協議会において意見を伺いました。また、パブリックコメントを通じ、様々な立場の方からの御意見も参考にしました。

群馬県におきましては、これまでも、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現を基本理念とした「バリアフリーぐんま障害者プラン6（群馬県障害者計画・第4期群馬県障害福祉計画）」に基づき、手話を含む意思疎通支援環境の整備に努めてきたところですが、今般策定した実施計画に基づき、更なる手話の普及啓発に努めて参りたいと考えております。共生社会の実現に向けて、引き続き、県民の皆様への御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、群馬県手話施策推進協議会委員の皆様をはじめ、パブリックコメント等を通じ、多くの皆様から貴重な御意見、御提言を賜りましたことに心から感謝を申し上げます。

平成28年10月

群馬県知事 **大澤正明**

# 目 次

はじめに 群馬県知事 大澤 正明

## 第一章 総論

|   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 計画の位置付け | 2 |
| 3 | 計画の期間   | 2 |

## 第二章 計画の基本的な考え方

|   |      |   |
|---|------|---|
| 1 | 基本理念 | 3 |
| 2 | 基本方針 | 3 |
| 3 | 施策体系 | 4 |

## 第三章 施策の展開

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 1   | 手話の環境整備                         | 5  |
| (1) | 手話を学ぶ機会の確保                      | 5  |
| (2) | 手話を用いた情報発信                      | 6  |
| (3) | 手話通訳者等の派遣体制の整備                  | 7  |
| 2   | 手話の社会啓発                         | 8  |
| (1) | 県民への手話の普及・啓発                    | 8  |
| (2) | 事業者への手話の普及・啓発                   | 9  |
| (3) | 手話に関する調査研究への支援                  | 9  |
| 3   | 手話の教育環境の整備                      | 10 |
| (1) | 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備          | 10 |
| (2) | ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援 | 11 |
| (3) | ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実  | 11 |

## 第四章 資料編

|   |                        |    |
|---|------------------------|----|
| 1 | 群馬県における聴覚障害者の数         | 12 |
| 2 | 群馬県における登録手話通訳者の数       | 12 |
| 3 | 群馬県における手話通訳者養成指導者の数    | 12 |
| 4 | 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数 | 13 |
| 5 | 計画策定の経過                | 13 |
| 6 | 群馬県手話施策推進協議会委員名簿       | 14 |



## 1 計画策定の背景

手話は、物の名前や抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する言語であり、ろう者の意思疎通の際に用いられています。

平成18年に国際連合総会で採択された『障害者の権利に関する条約』において、「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と明記されました。

日本でも平成23年に改正された『障害者基本法』において、「言語（手話を含む。）」と規定され、平成26年には『障害者の権利に関する条約』が批准されています。

群馬県においては、これまでも、平成15年に『人にやさしい福祉のまちづくり条例』を制定し、障害者への理解と共生を推進してきたところですが、さらに、手話は言語であるとの認識に基づき、手話の普及等に関する理念や施策の推進に必要な事項を定めた『群馬県手話言語条例』を平成27年3月に制定し、同年4月から施行しました。

『群馬県手話言語条例』の趣旨に基づき、手話の普及と啓発を推進するため、【群馬県手話施策実施計画】を策定し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

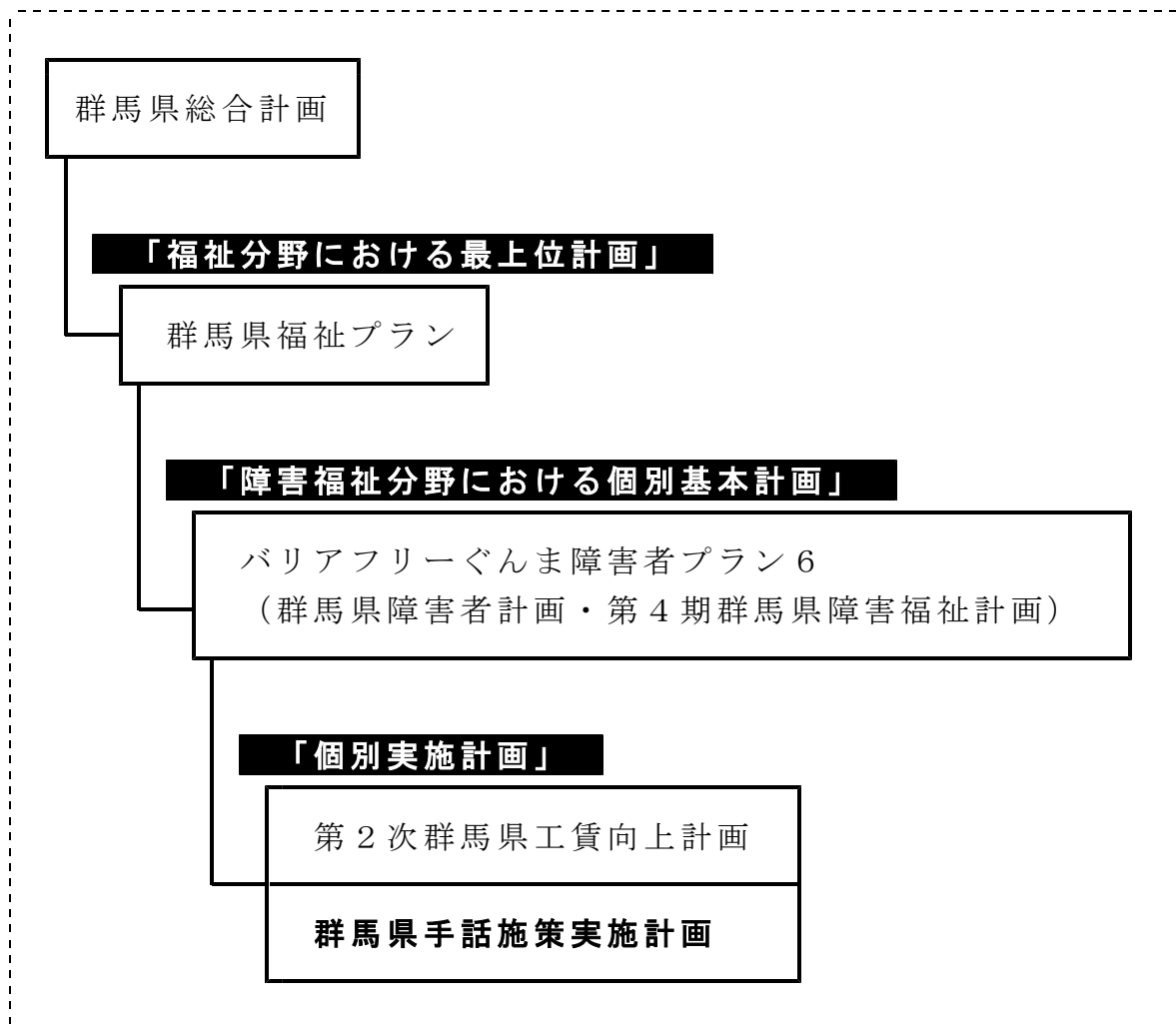


「手話」を表現している  
ぐんまちゃん

## 2 計画の位置付け

本計画は、群馬県手話言語条例（平成27年3月20日条例第22号）の趣旨に基づき、手話の普及と啓発に資する環境を整備するために必要な施策に係る実施計画であって、障害者基本法、障害者総合支援法に基づく「バリアフリーぐんま障害者プラン6」における「意思疎通環境の整備」に係る個別実施計画に位置付けられます。

### 【計画体系】



## 3 計画の期間

平成28年度から平成31年度までとします。

なお、「バリアフリーぐんま障害者プラン6」の終期である平成29年度に、新プランの策定にあわせて計画の中間見直しを行います。

## 第二章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指します。

### 2 基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の3つの基本方針を置きます。

#### (1) 手話の環境整備

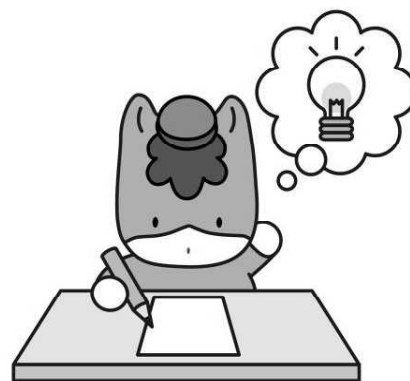
手話を使用しやすい環境を整えるため、手話通訳者の派遣等ろう者に対する意思疎通支援体制の整備や、手話を用いた情報提供等に努めるほか、県民全体が手話を学んでいくための機会確保などを推進します。

#### (2) 手話の社会啓発

県民、事業者等が、ろう者や手話に関する理解を深め、それぞれの役割を十分に果たすことができるよう、手話についての啓発を図るとともに、手話の発展に向けた取組への協力などを推進します。

#### (3) 手話の教育環境の整備

学校の設置者は、ろう児等の障害の状態や発達段階等に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備に努めます。

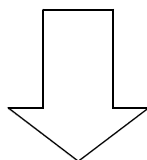


### 3 施策体系

|              |                                     |
|--------------|-------------------------------------|
| 1 手話の環境整備    | (1) 手話を学ぶ機会の確保                      |
|              | (2) 手話を用いた情報発信                      |
|              | (3) 手話通訳者等の派遣体制の整備                  |
| 2 手話の社会啓発    | (1) 県民への手話の普及・啓発                    |
|              | (2) 事業者への手話の普及・啓発                   |
|              | (3) 手話に関する調査研究への支援                  |
| 3 手話の教育環境の整備 | (1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備          |
|              | (2) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援 |
|              | (3) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性向上に関する研修の充実  |

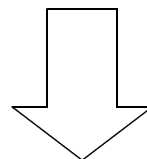
#### 基本理念

手話が言語であるとの認識の下、言語活動の文化的所産であることを理解し、ろう者とろう者以外の者が相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現。



#### 3つの基本方針

|         |         |            |
|---------|---------|------------|
| 手話の環境整備 | 手話の社会啓発 | 手話の教育環境の整備 |
|---------|---------|------------|



#### 施策展開

## 第三章 施策の展開

この章において

〈実施施策〉とは、平成27年度までに既に実施している施策のことをいいます。

〈新規実施施策〉とは、平成28年度から新たに実施する施策のことをいいます。

〈予定施策〉とは、平成29年度以降に実施を検討している施策のことをいいます。

### 1 手話の環境整備

#### (1) 手話を学ぶ機会の確保

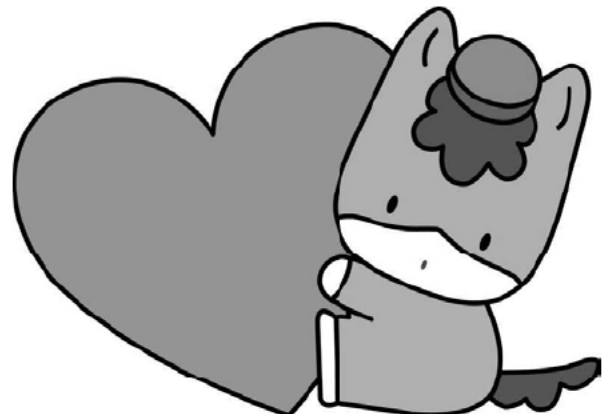
- ① 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを紹介するため、県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会加盟サークルの名簿掲載を継続して実施します。
- ② 市町村が実施する手話奉仕員養成研修や、関係機関が開催する手話学習会等の県民が手話を学ぶ機会について、市町村や関係機関と連携して情報収集を行い、県ホームページ等でお知らせすることができるよう、検討します。
- ③ 県職員が、手話を学習する取組を推進するため、職員向けの研修を継続して実施するとともに、県民と直接応対を行う窓口業務に従事するすべての県職員が研修を受講するよう、努めます。

#### 〈実施施策〉

- ・ 県ホームページ等への群馬県手話サークル連絡会名簿の掲載
- ・ 県職員向け研修の開催

#### 〈予定施策〉

- ・ 手話奉仕員養成研修等の情報収集及び県ホームページ等での周知
- ・ 障害保健福祉圏域単位での県職員向け研修の開催



## **(2) 手話を用いた情報発信**

- ① ろう者が速やかに県政に関する情報を得ることができるよう、聴覚障害者情報提供施設である、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザを運営します。
  - ・ 手話通訳者の派遣や、ろう者の相談を行う拠点として、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザの支援を継続して実施します。
  - ・ 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザが実施する、手話通訳者養成研修の拡充を図るとともに、通訳技術向上のための登録手話通訳者研修を、継続して実施します。
  - ・ ろう者への情報提供として、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザにおいて、テレビ番組、映画等に手話通訳や字幕を挿入したビデオ・DVDの制作（委託制作等を含む。）及び貸し出しを継続して実施します。
- ② ろう者と聞こえる人との間で、手話によるコミュニケーションを行うため、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて、手話通訳者が画面越しに手話通訳を行う、遠隔手話通訳サービス事業の実施について検討します。
- ③ 聴覚障害のある人の団体が行う、タブレット型端末のテレビ電話機能を通じて実施する電話リレーサービス事業に対して、費用の援助を行います。
- ④ 手話通訳を入れた広報番組の制作・提供を継続して実施します。
- ⑤ 県議会において、事前の申込みによる、本会議（質疑及び一般質問）の手話通訳を継続して行うとともに、県議会レポート等の番組において手話通訳を挿入します。

### 〈実施施策〉

- ・ 県聴覚障害者コミュニケーションプラザの運営
- ・ 手話通訳等入り広報番組の制作・提供
- ・ 県議会における手話通訳の実施

### 〈新規実施施策〉

- ・ 手話通訳者養成研修の拡充
- ・ 電話リレーサービス事業への援助
- ・ 県議会番組における手話通訳の実施

### 〈予定施策〉

- ・ 手話通訳等を挿入したビデオ・DVD貸出件数25%増  
【平成27年度実績280件 → 平成31年度目標350件】
- ・ 遠隔手話通訳サービス事業の実施

### **(3) 手話通訳者等の派遣体制の整備**

- ① ろう者等が手話通訳者の派遣等による意思疎通支援を受け入れられる体制の整備を行うため、手話通訳者養成研修の拡充を図るとともに、通訳技術向上のための登録手話通訳者研修を、継続して実施します。
- ② 手話通訳者養成研修の拡充を図るため、手話通訳者養成に必要な指導者の育成を継続して実施するとともに、指導者を確保するための検討を行います。
- ③ 聴覚障害のある人の団体が行う手話通訳士の資格取得を推進する事業に対して、費用の援助を継続して行います。
- ④ 広域的な派遣や、市町村での対応が困難な専門性の高い派遣等について、手話通訳者の派遣を継続して実施するとともに、派遣件数の増加に対応できるよう、事業の拡充について検討します。
- ⑤ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力を、継続して実施します。

#### 〈実施施策〉

- ・ 通訳技術向上のための登録手話通訳者研修
- ・ 手話通訳者を養成するための指導者の育成
- ・ 手話通訳士養成事業への補助
- ・ 手話通訳者の派遣
- ・ 市町村が実施する手話通訳者派遣事業への支援・協力

#### 〈新規実施施策〉

- ・ 手話通訳者養成研修の拡充

#### 〈予定施策〉

- ・ 手話通訳者研修指導者研修会を毎年開催
- ・ 手話通訳者の派遣人数50%増

【平成27年度実績135人 → 平成31年度目標200人】

## 2 手話の社会啓発

---

### (1) 県民への手話の普及・啓発

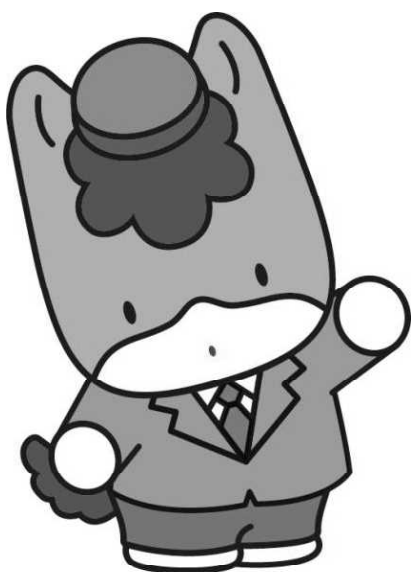
- ① 県民が条例の目的及び基本理念を理解できるよう、市町村や関係機関と協力しながらフォーラム等のイベントを、継続して開催するとともに、随時検討を行います。
- ② 条例の理解促進及び手話の普及を図るため、条例の解説や簡単な手話等を掲載したパンフレットの作成・配布を行うとともに、県ホームページへパンフレットのデータ掲載及び手話の動画配信を継続して実施するとともに、随時検討を行います。
- ③ 県民が、手話の学習や交流を行う場として、各地域で活動している手話サークルを支援するため、群馬県手話サークル連絡会の活動に対しての援助を、継続して実施します。

#### 〈実施施策〉

- ・ イベント（フォーラム等）の開催
- ・ パンフレットの作成・配布、手話の動画配信
- ・ 群馬県手話サークル連絡会の活動への援助

#### 〈予定施策〉

- ・ 県内各地域におけるイベント（フォーラム等）の開催
- ・ 事業者向けや子ども向けなど対象者ごとのパンフレットの作成・配布、手話の動画配信





## **(2) 事業者への手話の普及・啓発**

- ① 企業等においても手話の普及が進むよう、事業者が従業員に対して開催した手話講習会等の開催費用を一定期間援助を行うとともに、開催方法等の見直しを行います。
- ② ろう者が利用しやすいサービスの提供及びろう者が働きやすい労働環境整備が行われるよう、市町村や関係機関と連携して、県ホームページ等を通じた、合理的な配慮等に関する事業者への情報提供の充実を図ります。

### 〈実施施策〉

- ・ 県ホームページ等を通じた事業者への情報提供

### 〈新規実施施策〉

- ・ 手話講習会等開催経費の補助

### 〈予定施策〉

- ・ 手話講習会等開催経費補助の見直し
- ・ 事業者に向けた、ろう者に対するサービス提供・就労支援のわかりやすい情報提供

## **(3) 手話に関する調査研究への支援**

- ① ろう者や手話に関わる者が行う、手話に関する調査研究の推進に協力します。
- ② 調査研究の成果について、県ホームページへ掲載し、成果の普及に協力します。

### 〈予定施策〉

- ・ 調査研究の推進への協力
- ・ 県ホームページへの調査研究成果の掲載

### 3 手話の教育環境の整備

#### (1) 個に応じた乳幼児期からの手話の教育環境の整備

- ① 聾学校乳幼児教育相談では、手話を用いた、親子の豊かなコミュニケーション及びことばの発達に関する支援や、手話に関する相談及び情報提供を行います。
- ② 聾学校では、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階等を踏まえ、手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いて各教科等を学んだり、自立活動において手話を学んだりする指導の充実に努めます。
- ③ 学校等における手話の活用や研修を支援する取組を進めます。

#### 〈実施施策〉

- ・聾学校乳幼児教育相談での手話に関する相談・支援
- ・聾学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等の指導
- ・手話について学ぶための自立活動の指導

#### 〈予定施策〉

- ・聾学校における手話を含む多様なコミュニケーション手段を用いた各教科等の指導の充実
- ・手話について学ぶための自立活動の指導の充実
- ・「コミュニケーション支援員（仮称）」の配置による手話に関する指導及び相談等への支援の検討・実施



## **( 2 ) ろう児等及び保護者への手話に関する学習機会の提供及び相談・支援**

- ① 聾学校は、PTAと協力し、ろう児同士やろう者を含む保護者同士が、日常的に円滑なコミュニケーションをとることができるよう、手話について学んだり、相談したりできる機会の設定に努めます。
- ② 聾学校では、聴覚障害支援センターを中心に、きこえやことばに関する相談・支援の推進や、手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助を行います。

### 〈実施施策〉

- ・聴覚障害支援センターによる手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助

### 〈予定施策〉

- ・「コミュニケーション支援員（仮称）」による手話に関する学習会等への支援の検討・実施
- ・聴覚障害支援センターによる手話を含むコミュニケーション手段の活用に関する助言・援助の拡充

## **( 3 ) ろう者を含む教員の確保及び教員の専門性の向上に関する研修の充実**

- ① 手話に通じたろう者を含む教員の確保や、手話に関する技術の向上などの様々な教育課題に対応できる教員としての専門性を高めるための研修に努めます。

### 〈実施施策〉

- ・身体障害者特別選考
- ・聾学校勤務経験者の聾学校への異動

### 〈新規実施施策〉

- ・聾学校における手話の技術の向上及び活用に関する研修の拡充

### 〈予定施策〉

- ・外部講師を招聘した、より実践的な研修等の検討・実施

## 第四章 資料編

### 1 群馬県における聴覚障害者の数

(単位：人)

|             | 平成 23 年度  | 平成 24 年度  | 平成 25 年度  | 平成 26 年度  | 平成 27 年度  |
|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 聴覚・平衡機能障害   | 5,948     | 6,180     | 6,218     | 6,386     | 6,589     |
| 身体障害者手帳交付者数 | 68,119    | 69,859    | 69,421    | 69,699    | 70,117    |
| 県人口         | 1,990,944 | 2,023,382 | 2,014,773 | 2,007,500 | 2,001,055 |

※各数字は年度末現在

※県人口は年度末人口（住民基本台帳）

### 2 群馬県における登録手話通訳者の数

(単位：人)

| 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 99       | 100      | 102      | 103      | 104      |

※各年度登録者数

### 3 群馬県における手話通訳者養成指導者（講師）の数

(単位：人)

| 手話通訳者講師 | ろう者講師 |
|---------|-------|
| 51      | 25    |

※平成 27 年度末現在 延べ人数

講師とは、全国手話研修センターが開催する「手話通訳者養成担当講師連続講座」及び県聴覚障害者コミュニケーションプラザが開催する「手話通訳者養成研修指導者研修会」の修了者をいいます。

## 4 群馬県立聾学校における在籍幼児・児童・生徒数

(単位：人)

| 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 81       | 99       | 101      | 90       | 89       |

※数字は各年度の5月1日現在

## 5 計画策定の経過

計画の策定にあたっては、群馬県手話施策推進協議会において検討を進めました。

| 月 日               | 会 議 名 等                               |
|-------------------|---------------------------------------|
| 平成 27 年 12 月 18 日 | 第 1 回県手話施策推進協議会<br>(計画の構成について検討)      |
| 平成 28 年 3 月 29 日  | 第 2 回県手話施策推進協議会<br>(計画の骨子について検討)      |
| 5 月 23 日          | 第 3 回県手話施策推進協議会<br>(計画の素案について検討)      |
| 6 月 9 日           | 県議会厚生文化常任委員会委員に計画概要を説明                |
| 7 月 15 日          | 第 4 回県手話施策推進協議会<br>(計画案について検討)        |
| 8 月 1 日           | 計画案に関するパブリックコメントの実施<br>(8月19日まで)      |
| 9 月 16 日          | 第 5 回県手話施策推進協議会<br>(計画案について検討 (最終協議)) |
| 10 月 4 日          | 県議会厚生文化常任委員会委員に計画案を説明                 |
| 10 月 7 日          | 計画案に関するパブリックコメントの結果公表                 |

【パブリックコメントとは】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を策定するときに、その案を公表し、県民等からのコメント（意見）を求める制度。

## 6 群馬県手話施策推進協議会委員名簿

(委員任期：平成27年11月4日～平成29年11月3日)

| 氏名     | 所属・役職等                              | 備考  |
|--------|-------------------------------------|-----|
| 早川 健一  | (一社) 群馬県聴覚障害者連盟・理事長                 | 会 長 |
| 板橋 章夫  | 群馬県認定手話通訳者協会・会長                     |     |
| 関 美奈子  | 群馬県手話通訳問題研究会・会長                     |     |
| 長井 輝夫  | 群馬県手話サークル連絡会・会長                     |     |
| 萩原 泰広  | 群馬県立聾学校・校長                          |     |
| 石関 典子  | 群馬県聴覚障害者親の会・会長                      |     |
| 倉林 正   | 前橋市立城東小学校・校長                        |     |
| 金澤 貴之  | 群馬大学教育学部障害児教育講座・教授                  | 副会長 |
| 臂 泰雄   | 群馬県議会厚生文化常任委員会・委員長<br>(～平成28年5月26日) |     |
| 原 和隆   | 群馬県議会厚生文化常任委員会・委員長<br>(平成28年5月26日～) | 副会長 |
| 西潟 猛   | 前橋市福祉部障害福祉課・課長                      |     |
| 土谷 徹則  | 高崎市福祉部障害福祉課・課長                      |     |
| 山本 忠雄  | 中之条町住民福祉課・課長                        |     |
| 細渕 幸一郎 | 群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザ・館長             |     |
| 山後 秀明  | (社福) 群馬県社会福祉協議会・常務理事                |     |